

政府管掌健康保険の事業運営状況等について

1. 適用の適正化

(1) 適用事業所における適用の適正化○ 事業所調査の重点化

- 短時間労働者、派遣労働者が多いと見込まれる適用事業所に対する調査を重点的に実施。【平成16年6月に通知を発出】
- 平成18年度においては、適用事業所数に対する事業所調査件数（資格に関する調査のみ）の割合が4分の1以上となるよう実施。
〔18年度の取り組み状況（18年12月末現在）〕

別添1参照

- ・ 平成 19 年 2 月から 3 月に、日系人を多数雇用する地域の労働局が、外国人の雇用管理に関する指導等を実施。その際、社会保険未加入等の疑いがある事案を把握した場合は、社会保険事務局へ情報を提供。

※ 平成 19 年度の適用の適正化の取り組み

- 都道府県労働局との連携強化による請負労働者、派遣労働者及び外国人労働者の届出漏れ等の情報提供に基づく重点的な調査を的確に実施。

(2) 未適用事業所の適用促進

① 未適用事業所の適用促進

- 法人登記申請書の閲覧等により未適用事業所を把握し、加入勸奨状の送付や巡回説明等を実施。
- 一定規模以上の事業所から、順次、呼出や戸別訪問等による重点的な加入指導を実施。
- 重点的な加入指導後においても加入手続を行わない一定規模以上の事業所から、職権による適用を実施。

[平成 18 年度の実施状況(18 年 12 月末現在)]

・ 重点加入指導実施数	5.8 千件 (2.3 千件)
・ 適用となった事業所数	6.0 千件 (4.1 千件)
・ うち職権適用実施数	21 件 (一 件)

(注) 「重点加入指導実施数」は延べ数、「適用となった事業所数」は重点加入指導以外の加入指導(18' 以前実施分も含む)により適用となった事業所も含む。() は、前年同期の状況。

- 昨年 9 月の総務省の行政評価・監視結果に基づく勧告において、職権適用はもとより、その前提となる重点的な加入指導等への取り組みの徹底が強く求められていること等から、

- ・ 10月より継続的な重点加入指導の実施にかかる進捗管理等の徹底を実施
- ・ 11月からは、未適用事業所の加入指導事蹟等を管理するパソコンシステムの導入等の取り組みを実施。

○ 年度末に向けて、立入検査による職権適用の実施等の徹底を図るよう、先般の全国社会保険事務局長会議において指示。

※ 平成19年度の適用促進の取り組み

- 適用促進業務に計画的かつ確実に取り組むため、社会保険事務局毎に取り組み目標及び具体的な計画等を策定し、これに基づき取り組みを実施する。
- 重点加入指導の対象は、平成18年度と同様に従業員10人以上とするが、職権適用は、従業員10人以上の事業所へ対象を拡大し、加入手続きに応じない事業所は、速やかな立入検査による厳格な適用を実施する。

② 市場化テストの実施

104箇所の社会保険事務所を対象として、未適用事業所を把握することから加入させるまでを包括的に市場化テストのモデル事業として実施。

〔平成18年度の実施状況(18年12月末現在)〕 ※詳細は別添2参照

- ・ 加入勧奨事業所数 6.3千件
- ・ 加入事業所数 1.1千件

(注) 13地区(104事務所)の合計数である。

※ 平成19年度の取り組み

- ・ 平成19年度においては、これまでの市場化テストのモデル事業の経験も生かしつつ、市場化テストによらない民間委託(具体的な手法等を民間事業者へあらかじめ示す通常の委託方式により実施)として、全ての社会保険事務所で民間委託を実施する。
- ・ 社会保険事務所では、民間委託による適用促進(未適用事業所の把握、訪問勧奨)の活用を図り、重点的な加入指導、職権適用の強化へつなげる。

2. 保険料収入の確保

① 納期内納入の励行指導

- ・ 保険料の納期限内での納入を確実なものとするため、各事業所に対して口座振替による保険料納付の促進や納期内納入についての励行指導を実施。

② 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分

- ・ 保険料滞納の発生防止のための速やかな納付督促、滞納処分の早期着手に努め、不渡りや倒産に関する情報の早期把握、財産調査の徹底など、確実な滞納処分を実施。
- ・ 長期・大口滞納事業所を含めた納付困難事案等について、地方社会保険事務局と社会保険事務所が一体となった効果的かつ効率的な対策を実施。

[18年度の保険料収納率の推移(18年12月末現在)]

別添3参照

※ 平成19年度の徴収対策への取り組み

昨年9月の総務省の行政評価・監視結果に基づく勧告において、滞納処分の実施等について指摘を受けたこと等から、滞納処分の的確な実施を図るために、徴収対策に計画的かつ確実に取組むため、19年度からは、社会保険事務局毎に中長期的な取組み目標及び具体的な計画等を策定し、これに基づき取組みを実施する。

3. 医療費の適正化

(1) 診療報酬明細書等点検調査

診療報酬明細書等について縦覧点検に重点をおいた効率的な点検調査を実施

[各保険者別の対前年度比較]

別添4参照

(2) 診療報酬明細書等の開示

平成17年4月施行の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」

等を踏まえ「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」に基づき実施

[平成18年10月末の開示状況]

別添5参照

4. 保健事業

- 生活習慣病予防健診事業の一般健診については、平成19年度において、約12億円増額するとともに、健診単価の引き下げや受診勧奨の拡大を行うことにより、実施者数を拡大する措置を講じる予定。

(参考)

一般健診の状況	平成18年度	平成19年度
① 健診実施者数の拡大	403万人(実績見込)	→ 427万人(約24万人増の見込)
② 健診実施率の向上	31.7%(実績見込)	→ 34.0%(2.3%増の見込)
③ 健診単価の引き下げ	18,144円	→ 18,007円(137円減)

注1) 健診実施者数及び健診実施率については、平成18年12月末の実績見込に基づき算出している(別添6参照)。

注2) 健診実施率は、40歳以上被保険者の健診実施割合である。

注3) 健診単価については、胸部及び胃部ともレントゲン検査を直接撮影で実施した場合の価格である。

(単位：百万円)

	平成18年度 予算	平成19年度 予算案	増 減
生活習慣病予防健診検査費	44,296	45,766	+1,470 (+3.3%)
一般健診	41,897	43,085	+1,188
付加健診	635	612	▲23
C型肝炎ウイルス検査	420	450	+30
その他の検診	1,344	1,619	+275

(注) その他の検診は、乳がん・子宮がん検診及びフォローアップ健診等である。

○ 政管健保における「特定健康診査」・「特定保健指導」の実施について

「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行により、平成20年4月から政管健保等の保険者に対して、40歳以上の被保険者及び被扶養者に対する「内臓脂肪型症候群(メタボリックシンドローム)」に着目した「特定健康診査」及びその結果に基づく「特定保健指導」の実施が義務づけられる。

政管健保においては、従来から「生活習慣病予防健診事業」として、被保険者あるいはその被扶養配偶者に対する健診を推進してきたところであるが、今後は「特定健康診査」及び「特定保健指導」(以下「特定健診等」という。)を中心として、保険者独自の健診項目を含めた健診事業を実施し、被保険者、被扶養者の皆様の健康づくりに取り組むこととしている。

(別添7参照)

○ 被扶養者の特定健診等の実施のため、検討を要する主な事項

1) 特定健診関係

①市町村・地域医師会等との調整

被扶養者の身近な健診は、市町村等の住民健診であり、その多くは市町村等が地域の医師会等と契約していることが多いこと等から、これらの現状を踏まえ、市町村等が契約している地域の医師会等と被扶養者健診について一括契約するなど、円滑な被扶養者健診の実施のための調整が必要となる。

②受診券の交付について

また、被扶養者の健診は、住所地の身近な健診機関において実施されている現状があることから、被扶養者健診の受診希望者に対し、受診券を交付して、身近な健診機関で受診可能となる方法を検討している。

③健診費用等の受付・支払体制

健診機関等からのデータの受け入れ、健診費用のチェック及び費用請求等の事務処理体制等の整備の検討が必要となる。

2) 特定保健指導関係

①委託先の確保

現在の財団保健師による事後指導実施体制だけでは、対応が不可能であることから、保健師等を有し、保健指導の実施が可能な民間機関等に委託することを基本としつつ、市町村国保等の保健指導を委託した実施方法等についても、引き続き検討することとしている。

②保健指導の実施体制

保健指導対象者の受付、保健指導実施機関等への連絡、費用の請求・支払及び指導結果の審査等の事務処理体制についても、今後、検討が必要となる。

(特定健診等の概要)

- ・ 保険者に対して、40歳以上の被保険者及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）に対する特定健康診査の実施を義務付け。
（現行は40歳以上の被保険者及び35歳以上の被保険者で生活習慣の改善を希望する方及び被扶養配偶者の方を対象。）
- ・ 特定健康診査の結果、保健指導が必要な方には、保健師等により一定期間の保健指導（特定保健指導）を実施。
- ・ 特定保健指導が必要な被保険者の方が転職等により保険者が変更となっても、変更前の保険者から特定健診等の記録を引き継ぐことにより、特定保健指導を実施する（記録を引き継ぐ際には、被保険者本人の同意が必要。）。
- ・ 労働安全衛生法に基づく健診（事業主健診）を受けた被保険者の方について、健診の結果を保険者に引き継ぎ、その結果、保健指導が必要な方には、特定保健指導を実施。
- ・ 保険者は5年ごとに、特定健康診査等の具体的な実施方法や実施目標及び目標等を定め（特定健康診査等実施計画）、これを公表。
- ・ 新たに創設される「後期高齢者医療制度」における保険者の費用負担（後期高齢者支援金等）に際しては、各保険者が定める「特定健康診査等実施計画」の達成状況等を勘案して、負担金の額が決定される。（平成25年度から）

別添1

平成18年度 事業所調査に係る実施状況及び資格関係効果件数

(平成18年12月末現在)

	調査件数 (件)	厚年事業所数 (件)	調査実施率 (%)	効果件数 (件)	
1	北海道	18,975	74,469	25.48	2,341
2	青森県	3,583	14,644	24.47	356
3	岩手県	3,365	16,138	20.85	1,115
4	宮城県	6,774	27,254	24.86	557
5	秋田県	3,118	13,542	23.02	879
6	山形県	3,100	15,952	19.43	783
7	福島県	6,811	28,010	24.32	1,549
8	茨城県	5,561	22,758	24.44	617
9	栃木県	4,928	20,724	23.78	494
10	群馬県	6,011	24,429	24.61	492
11	埼玉県	16,607	51,003	32.56	580
12	千葉県	7,952	38,443	20.69	2,433
13	東京都	68,052	240,588	28.29	16,296
14	神奈川県	14,142	66,221	21.36	746
15	新潟県	7,216	36,015	20.04	655
16	富山県	5,622	17,088	32.90	488
17	石川県	4,063	18,287	22.22	729
18	福井県	3,659	14,908	24.54	359
19	山梨県	4,940	12,157	40.64	1,090
20	長野県	7,634	31,940	23.90	2,042
21	岐阜県	4,152	26,160	15.87	363
22	静岡県	13,708	51,355	26.69	2,428
23	愛知県	22,228	94,523	23.52	2,623
24	三重県	4,069	21,642	18.80	322
25	滋賀県	3,328	14,667	22.69	1,022
26	京都府	7,279	36,201	20.11	413
27	大阪府	33,095	130,874	25.29	4,771
28	兵庫県	16,411	61,006	26.90	1,358
29	奈良県	3,126	12,889	24.25	646
30	和歌山県	3,199	13,229	24.18	732
31	鳥取県	3,002	8,883	33.79	84
32	島根県	1,646	12,170	13.53	280
33	岡山県	6,159	30,483	20.20	472
34	広島県	12,392	43,151	28.72	1,835
35	山口県	4,533	19,296	23.49	385
36	徳島県	3,527	14,097	25.02	240
37	香川県	5,634	15,625	36.06	1,669
38	愛媛県	5,165	21,029	24.56	895
39	高知県	2,999	11,682	25.67	95
40	福岡県	15,858	69,160	22.93	2,561
41	佐賀県	3,138	11,057	28.38	575
42	長崎県	4,431	18,266	24.26	112
43	熊本県	4,404	22,125	19.91	995
44	大分県	3,452	17,134	20.15	822
45	宮崎県	4,011	14,714	27.26	461
46	鹿児島県	6,267	21,979	28.51	1,188
47	沖縄県	3,720	14,461	25.72	1,156
合計	403,046	1,612,428	25.00	63,104	

市場化テスト事業者の実施状況（18.12末現在）

〔厚生年金保険等の未適用事業所に対する適用促進事業〕

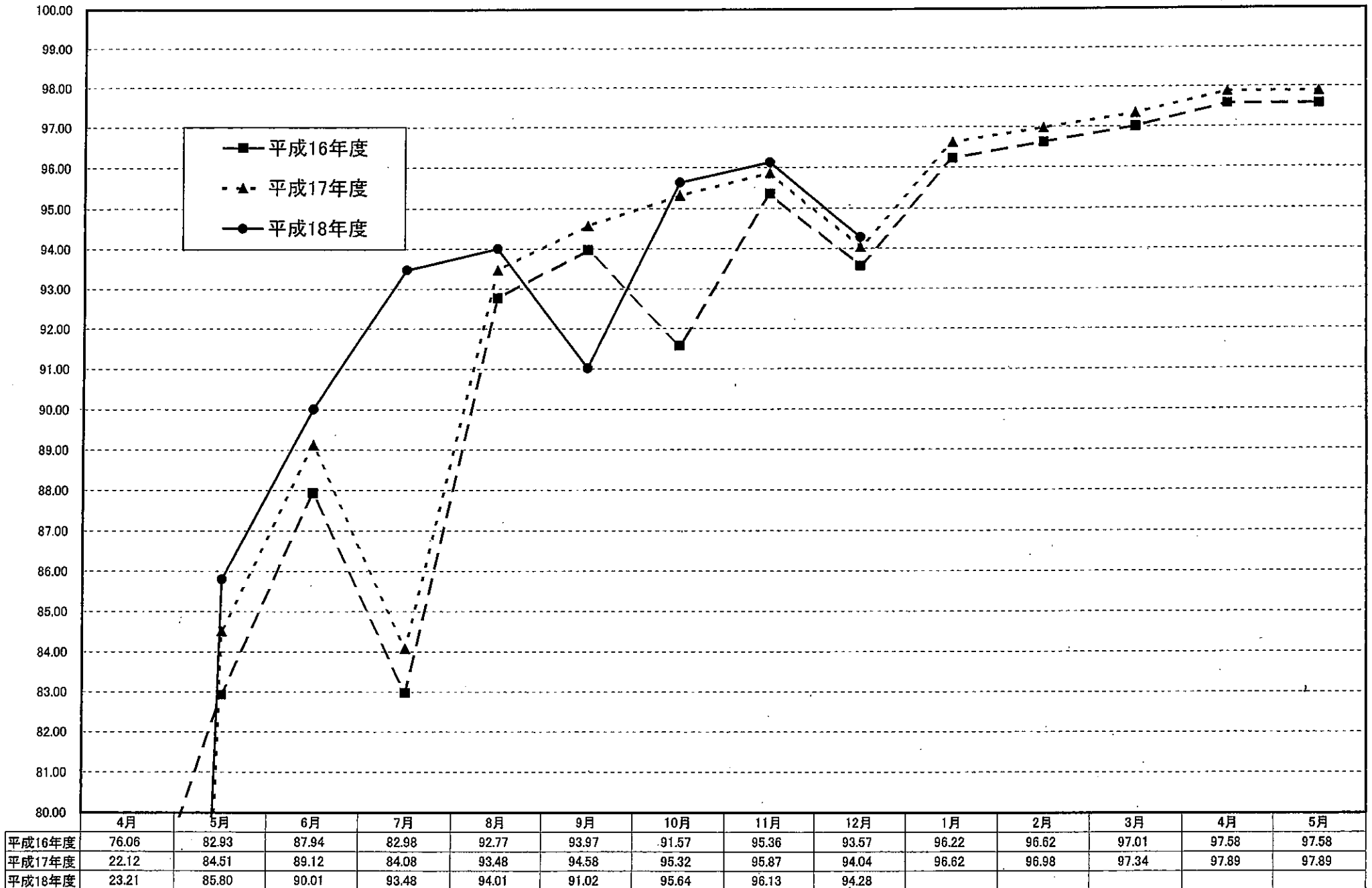
- 事業実施期間 平成18年6月～平成18年12月
- 実施状況

対象地区 (対象社会保険事務所数)	受託業者	要求水準(※) (加入勧奨 事業所数)	実施状況(18年12月末)		その他実施状況	
			加入勧奨事業所数	要求水準に対 する進捗率	加入した 事業所数	被保険者数
北海道地区(4社保)	キャリアバンク(株)	1,184 事業所	1,582	133.61%	151	697
宮 城地区(4社保)	宮城県社会保険労務士会	702 事業所	229	32.62%	68	423
埼 玉地区(5社保)	(株)アイ・シー・アール	506 事業所	281	55.53%	24	74
千 葉地区(4社保)	千葉県社会保険労務士会	470 事業所	390	82.98%	34	165
東 京地区(26社保)	東京都社会保険労務士会	2,392 事業所	418	17.47%	350	1,765
神奈川地区(7社保)	(株)アイ・シー・アール	644 事業所	229	35.56%	20	58
静 岡地区(4社保)	静岡県社会保険労務士会	475 事業所	87	18.32%	69	308
愛 知地区(8社保)	(株)アイ・シー・アール	839 事業所	410	48.87%	44	131
京 都地区(5社保)	京都府社会保険労務士会	527 事業所	329	62.43%	97	359
大 阪地区(14社保)	大阪府社会保険労務士会	1,288 事業所	314	24.38%	64	275
兵 庫地区(8社保)	兵庫県社会保険労務士会	834 事業所	1,398	167.63%	77	260
広 島地区(6社保)	広島県社会保険労務士会	552 事業所	180	32.61%	2	7
福 岡地区(9社保)	(株)アイ・シー・アール	1,242 事業所	411	33.09%	79	234

※ 要求水準:受託事業者に対する事業目標。①当該対象地区の社会保険事務所の加入勧奨の実施事業所数、②今回対象となっている104社会保険事務所の加入勧奨の平均実施事業所数に、当該対象地区の社会保険事務所数を乗じたもののうちいずれか高い数値。

健康保険料 月別収納率の推移(平成15年度～平成17年度)

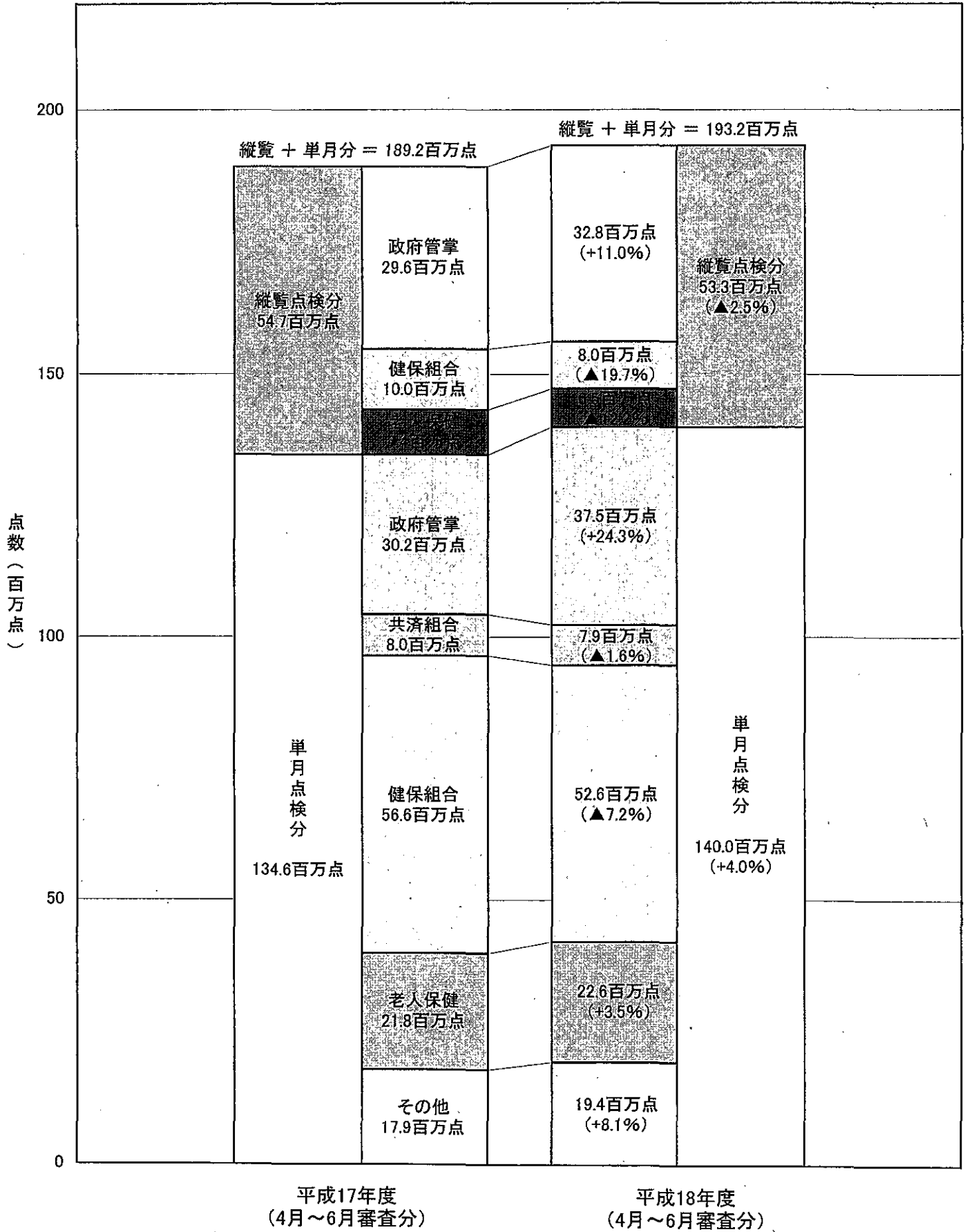
別添3



縦覧/単月点検別・管掌別再審査査定点数の比較(対前年同期比)

(医科歯科計, 保険者請求分)

平成18年4月審査分 ~ 6月審査分



注1 : 平成18年度の()内の数値は、平成17年度に対する伸び率である。

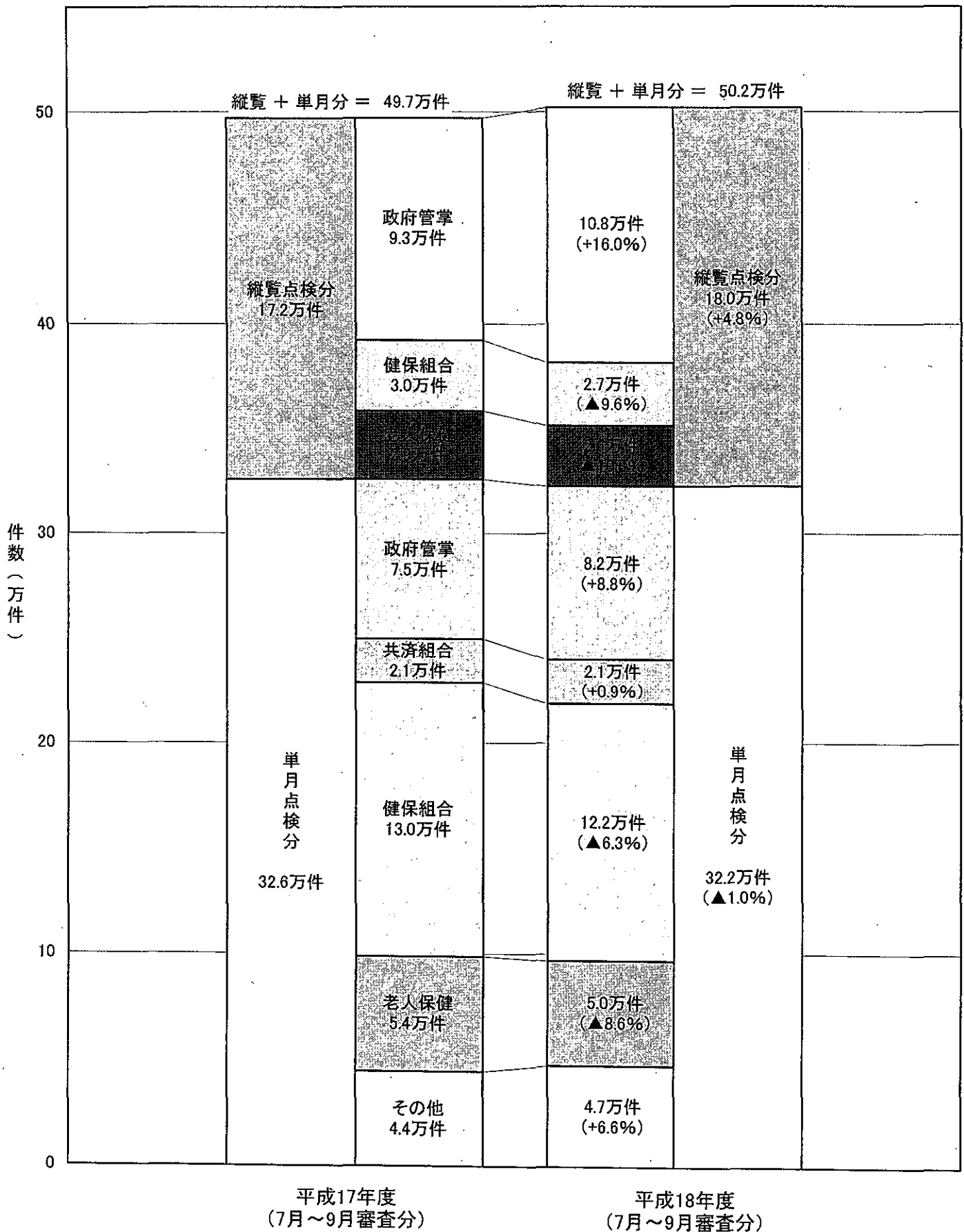
注2 : 「その他」の数値は、船員保険及びその他各法の数値である。

出典: 平成18年9月 第714回 支払基金理事会資料より

縦覧/単月点検別・管掌別再審査査定件数の比較(対前年同期比)

(医科歯科計, 保険者請求分)

平成18年7月審査分～9月審査分



注1 : 平成18年度の()内の数値は、平成17年度に対する伸び率である。

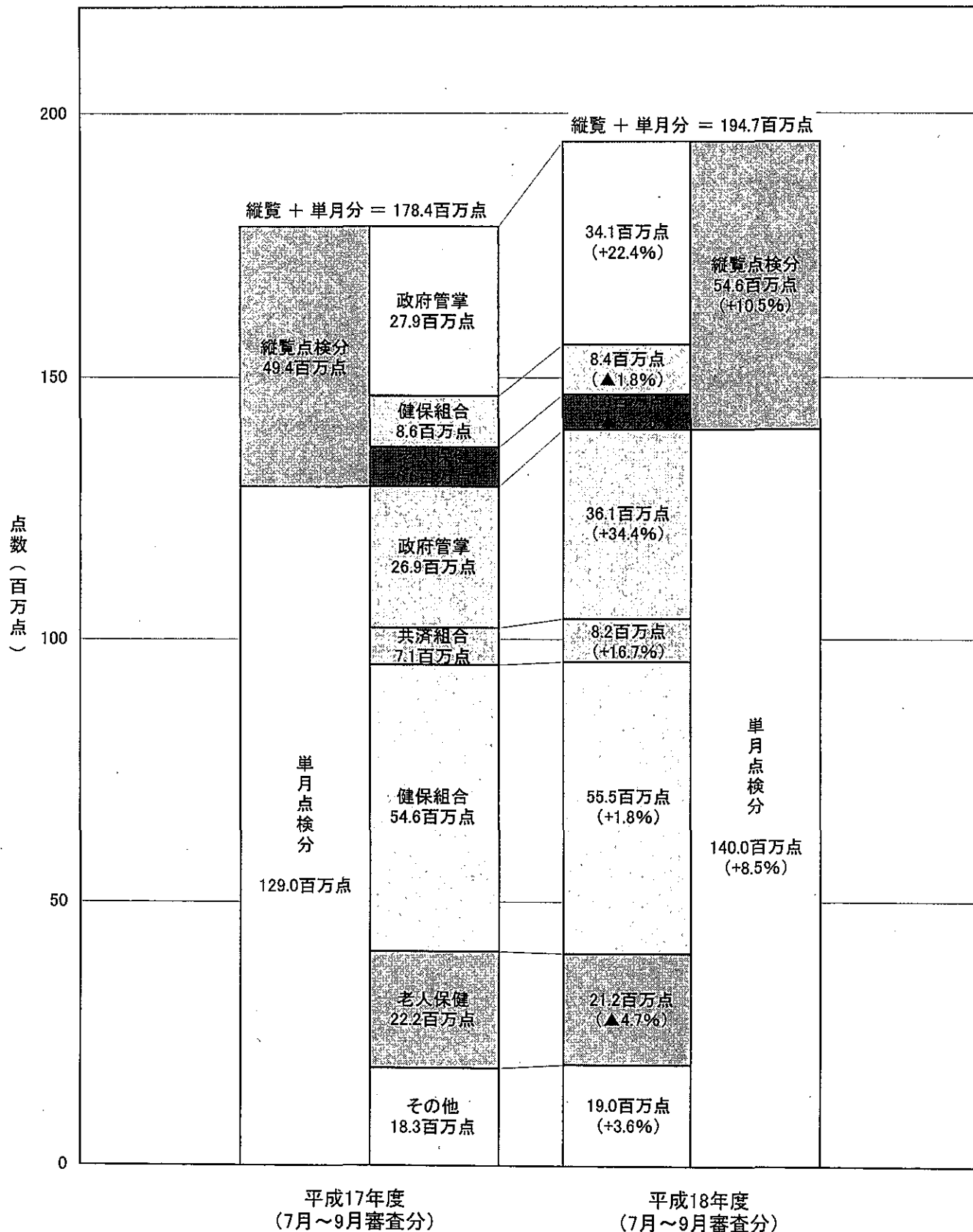
注2 : 「その他」の数値は、船員保険及びその他各法の数値である。

出典: 平成18年12月 第714回 支払基金理事会資料より

縦覧/単月点検別・管掌別再審査査定点数の比較(対前年同期比)

(医科歯科計, 保険者請求分)

平成18年7月審査分～9月審査分



注1:平成18年度の()内の数値は、平成17年度に対する伸び率である。
 注2:「その他」の数値は、船員保険及びその他各法の数値である。

出典:平成18年12月 第714回 支払基金理事会資料より

レセプト開示実施状況（本人分）

（平成18年4月～10月請求）

都道府県	請求者数	請求枚数	開示	部分開示	不開示	不存在	保留中	開示実施枚数
北海道	9	248	217	0	0	31	0	217
青森県	5	36	34	0	0	2	0	34
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	6	125	108	16	0	1	0	124
秋田県	1	24	19	0	0	5	0	19
山形県	2	11	5	0	0	6	0	5
福島県	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	1	2	2	0	0	0	0	2
栃木県	2	16	16	0	0	0	0	16
群馬県	4	96	82	0	0	14	0	82
埼玉県	7	101	82	0	0	11	8	58
千葉県	4	29	29	0	0	0	0	29
東京都	43	345	286	0	0	59	0	286
神奈川県	9	146	146	0	0	0	0	146
新潟県	2	13	13	0	0	0	0	13
富山県	1	101	101	0	0	0	0	101
石川県	4	52	52	0	0	0	0	52
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	2	3	3	0	0	0	0	1
長野県	3	135	135	0	0	0	0	135
岐阜県	3	29	29	0	0	0	0	29
静岡県	2	33	33	0	0	0	0	33
愛知県	14	165	159	0	0	6	0	159
三重県	7	43	42	0	0	1	0	42
滋賀県	1	12	12	0	0	0	0	12
京都府	12	180	176	0	0	4	0	176
大阪府	24	324	250	0	0	74	0	250
兵庫県	14	302	299	0	0	3	0	299
奈良県	3	42	41	0	0	1	0	41
和歌山県	3	104	104	0	0	0	0	104
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	3	14	14	0	0	0	0	14
岡山県	3	16	16	0	0	0	0	12
広島県	7	97	97	0	0	0	0	96
山口県	10	113	112	0	0	1	0	112
徳島県	1	4	4	0	0	0	0	4
香川県	1	21	21	0	0	0	0	21
愛媛県	7	31	31	0	0	0	0	31
高知県	1	11	8	0	0	3	0	8
福岡県	8	95	95	0	0	0	0	83
佐賀県	1	12	12	0	0	0	0	12
長崎県	5	90	38	0	0	51	1	20
熊本県	3	25	10	0	0	15	0	5
大分県	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	3	12	12	0	0	0	0	12
鹿児島県	4	12	12	0	0	0	0	12
沖縄県	2	4	3	0	0	1	0	3
合計	247	3,274	2,960	16	0	289	9	2,910

（注）調査中とは、保険医療機関に開示についての意見を照会しているもの等をいう。

レセプト開示実施状況（遺族分）

（平成18年4月～10月請求）

都道府県	依頼者数	依頼枚数	開示	部分開示	不開示	不存在	調査中	開示実施枚数
北海道	3	99	99	0	0	0	0	99
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	2	33	33	0	0	0	0	33
宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	1	7	7	0	0	0	0	7
福島県	1	2	2	0	0	0	0	2
茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	1	3	3	0	0	0	0	3
埼玉県	3	10	8	0	1	1	0	8
千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	7	76	76	0	0	0	0	76
神奈川県	1	34	34	0	0	0	0	34
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	1	22	22	0	0	0	0	22
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	1	23	23	0	0	0	0	23
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知県	2	29	28	0	0	1	0	28
三重県	1	16	16	0	0	0	0	16
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	1	11	11	0	0	0	0	11
大阪府	5	46	39	0	0	7	0	39
兵庫県	1	36	36	0	0	0	0	36
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	1	35	35	0	0	0	0	35
山口県	1	12	12	0	0	0	0	12
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	1	1	1	0	0	0	0	1
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	1	2	2	0	0	0	0	2
熊本県	1	34	21	0	0	13	0	21
大分県	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	1	4	4	0	0	0	0	4
鹿児島県	2	574	21	0	0	553	0	21
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	39	1,109	533	0	1	575	0	533

（注）調査中とは、保険医療機関に開示についての意見を照会しているもの等をいう。

別添6

平成18年度 政府管掌健康保険 生活習慣病予防健診実施率（一般健診）見込

	実施見込み（平成18年12月末現在）						（参考）平成17年度実績					
	一般健診						一般健診					
	40歳以上被保険者		35～39歳被保険者		被扶養配偶者		40歳以上被保険者		35～39歳被保険者		被扶養配偶者	
	実施人員	実施率	実施人員	実施率	実施人員	実施率	実施人員	実施率	実施人員	実施率	実施人員	実施率
1 北海道	164,119	29.2	29,049	30.9	5,900	3.3	155,168	27.6	25,411	27.0	5,488	3.0
2 青森県	41,021	32.1	7,955	31.8	650	1.5	37,309	29.1	6,913	27.7	554	1.3
3 岩手県	36,933	26.8	6,880	29.9	468	1.1	35,791	25.9	6,362	27.7	482	1.1
4 宮城県	89,730	43.8	16,316	46.6	1,202	1.8	85,381	41.6	14,498	41.4	1,131	1.7
5 秋田県	41,918	34.6	6,587	32.9	1,876	4.7	40,005	33.1	5,944	29.7	1,097	2.7
6 山形県	50,300	39.0	8,080	36.7	670	1.6	49,165	38.1	7,595	34.5	598	1.5
7 福島県	70,917	36.4	11,200	33.9	1,380	2.1	67,288	34.5	10,429	31.6	988	1.5
8 茨城県	47,985	29.1	8,713	29.0	1,397	2.5	43,327	26.3	8,079	26.9	1,340	2.4
9 栃木県	41,122	29.0	8,107	33.8	771	1.7	33,382	23.5	6,206	25.9	637	1.4
10 群馬県	51,405	31.3	9,507	34.0	1,230	2.2	46,490	28.3	7,922	28.3	1,077	1.9
11 埼玉県	68,993	24.7	14,962	29.3	3,094	3.5	63,659	22.8	12,871	25.2	2,854	3.2
12 千葉県	51,852	25.5	10,974	31.4	2,637	4.3	48,205	23.7	9,492	27.1	2,338	3.8
13 東京都	268,068	28.1	71,324	36.2	8,698	3.1	239,633	25.1	61,384	31.2	7,983	2.8
14 神奈川県	112,118	31.9	25,093	38.0	4,241	4.0	99,305	28.3	20,578	31.2	3,409	3.2
15 新潟県	119,718	45.2	19,889	42.3	1,795	2.1	113,004	42.6	17,649	37.6	1,781	2.0
16 富山県	52,972	37.8	9,441	42.9	957	2.5	48,016	34.3	7,961	36.2	801	2.1
17 石川県	45,706	32.9	8,229	34.3	592	1.4	42,564	30.6	7,488	31.2	538	1.3
18 福井県	32,880	32.2	5,292	31.1	739	2.6	28,720	28.2	4,368	25.7	718	2.5
19 山梨県	31,494	45.0	6,094	46.9	560	2.3	29,440	42.1	5,567	42.8	557	2.3
20 長野県	59,520	28.8	9,630	28.3	1,630	2.6	54,403	26.3	8,217	24.2	1,498	2.3
21 岐阜県	63,494	32.6	9,855	30.8	1,077	1.6	54,542	28.0	7,750	24.2	646	1.0
22 静岡県	93,185	30.4	16,458	31.7	1,822	2.0	85,121	27.7	13,955	26.8	1,726	1.9
23 愛知県	170,009	27.3	36,890	31.3	6,500	3.1	154,636	24.9	31,237	26.5	5,660	2.7
24 三重県	57,834	40.4	10,027	41.8	2,027	4.4	58,752	41.1	9,032	37.6	1,858	4.0
25 滋賀県	34,327	36.1	5,877	36.7	1,244	3.8	33,224	35.0	5,350	33.4	1,128	3.4
26 京都府	92,338	38.3	19,862	42.3	3,393	4.1	83,031	34.5	17,034	36.2	2,841	3.5
27 大阪府	152,899	18.6	38,930	23.2	6,150	2.0	135,049	16.4	31,309	18.6	5,746	1.9
28 兵庫県	108,826	28.0	22,548	31.3	3,646	2.7	99,956	25.7	18,903	26.3	3,450	2.6
29 奈良県	24,961	31.2	4,977	33.2	1,294	4.3	23,658	29.6	4,331	28.9	1,179	3.9
30 和歌山県	26,904	33.2	5,941	37.1	626	2.1	25,484	31.5	5,244	32.8	503	1.7
31 鳥取県	19,996	28.6	3,099	28.2	386	1.8	17,588	25.1	2,400	21.8	297	1.4
32 島根県	40,069	44.5	7,363	52.6	650	2.3	39,445	43.8	6,292	44.9	563	2.0
33 岡山県	72,812	33.3	10,551	28.5	3,837	5.4	67,114	30.6	9,934	26.8	3,453	4.9
34 広島県	108,428	34.6	21,900	42.1	3,227	3.2	102,798	32.8	19,011	36.6	3,184	3.1
35 山口県	52,194	35.0	8,005	38.1	1,301	3.1	49,710	33.4	6,940	33.0	1,240	3.0
36 徳島県	27,462	32.7	5,578	37.2	729	2.7	25,047	29.8	4,795	32.0	594	2.2
37 香川県	41,675	34.2	7,477	35.6	698	1.8	39,915	32.7	6,834	32.5	632	1.6
38 愛媛県	50,619	32.0	9,445	35.0	1,756	3.3	48,626	30.8	8,227	30.5	1,721	3.2
39 高知県	39,825	46.3	7,619	54.4	1,362	5.5	38,097	44.3	6,684	47.7	1,184	4.7
40 福岡県	165,880	32.3	34,627	38.1	4,953	2.8	153,801	30.0	28,608	31.4	4,822	2.8
41 佐賀県	33,978	38.2	5,277	35.2	551	1.8	31,444	35.3	4,580	30.5	517	1.7
42 長崎県	51,148	36.0	8,524	32.8	1,218	2.5	46,152	32.5	7,459	28.7	985	2.0
43 熊本県	80,510	44.5	14,065	44.0	2,425	4.1	75,026	41.5	12,673	39.6	2,162	3.7
44 大分県	58,613	45.8	9,319	44.4	1,889	4.4	56,063	43.8	8,762	41.7	1,930	4.5
45 宮崎県	44,359	37.3	7,470	37.4	1,121	2.9	41,937	35.2	6,588	32.9	1,116	2.9
46 鹿児島県	53,522	29.1	7,814	26.1	1,956	3.2	47,742	25.9	6,731	22.4	1,960	3.2
47 沖縄県	48,074	44.5	12,015	50.1	2,459	4.9	45,750	42.4	11,279	47.0	2,198	4.4
合計	3,292,712	31.7	644,835	34.5	98,784	2.9	3,039,963	29.3	556,876	29.8	89,164	2.6

※実施見込みについては、平成18年12月末における実施人員と健診申込み者のうち平成19年1月～3月までの実施見込人員の合計である。

特定健診に関する制度の比較

別添7

(特定健診の検査項目については、平成18年7月公表「標準的な健診・保健指導プログラム(暫定版)」時点のものであり、現在、特定健診の検査項目について見直し等が行われている状況である。)

	(案) 特定健診	政管健保		特定健診 との比較	参 考		
		一般	付加		老人保健事業 健康診査	労働安全衛生 定期健康診断	
診 察 等	質 問(問 診)	○	○		○	○	
	計	身長	○	○		○	□
		体重	○	○		○	○
	測	肥満度・標準体重	○	○		○	○
		腹囲	○		新規追加		
	視 力		○			○	
	聴 力		○			○	
胸部聴診・腹部触診	○	○			○	○	
血圧(座位)	○	○			○	○	
脂 質	総コレステロール定量		○		○	■	
	中性脂肪	○	○		○	■	
	HDL-コレステロール	○	○		○	■	
	LDL-コレステロール	○		新規追加			
肝 機 能	GOT	○	○		○	■	
	GPT	○	○		○	■	
	γ-GTP	○	○		○	■	
	ALP		○				
	総蛋白			○			
	アルブミン			○			
	総ビリルビン			○			
	LDH			○			
代 謝 系	空腹時血糖	○	○		○	■1	
	尿 糖 半定量	□	○	必須→選択	○	□	
	血清尿酸	○	○				
	ヘモグロビンA1C	○		新規追加	□	■1	
血 液 一 般	ヘマトクリット値	□	○	必須→選択	□	■	
	血色素測定	□	○	必須→選択	□	■	
	赤血球数	□	○	必須→選択	□	■	
	白血球数		○				
尿 ・ 腎機能	血小板・血液像			○			
	尿蛋白 半定量	□	○	必須→選択	○	○	
	潜 血	□	○	必須→選択	○		
	尿沈渣			○			
呼 吸	血清クレアチニン	○	○		○		
	肺活量			○			
心機能	1秒量・1秒率			○			
	12誘導心電図	□	○	必須→選択	□	■	
肺	胸部X線		○		*	○	
	喀痰細胞診				*	□	
胃	胃部X線		○		*		
	胃内視鏡		□				
大 腸	直腸検査		□				
	免疫学的便潜血検査		○		*		
眼底検査	□		○	新規選択	□		
腹部超音波			○				

(参 考)

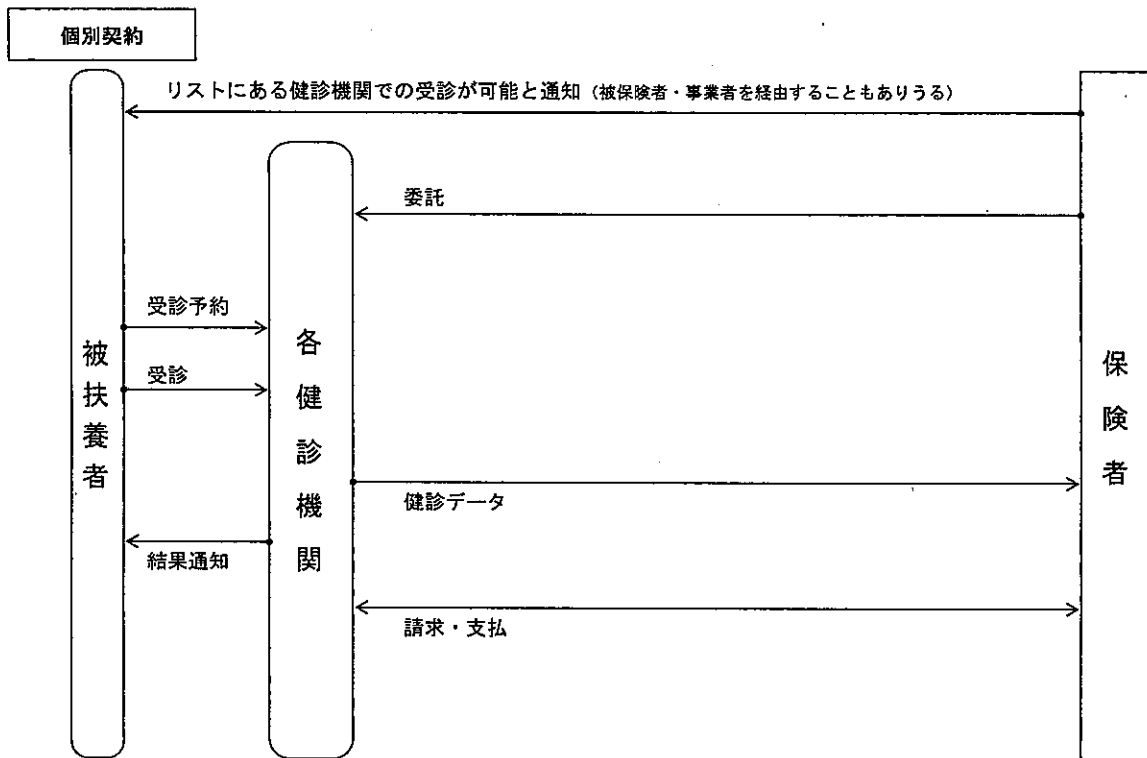
感染症	HBs抗原		●		●1	
	HCV抗体		●		●1	
子宮頸がん(スメア方式)			△		*	
子宮体がん(細胞診)					*	
乳 がん	視診・触診				*	
	X線		△		*	
歯周疾患健診			△			40歳、50歳
骨粗鬆症健診						40歳、50歳女性

※政管健保の検査項目のうち、太枠の項目については保険者(政管健保)が独自に実施する検査項目である。

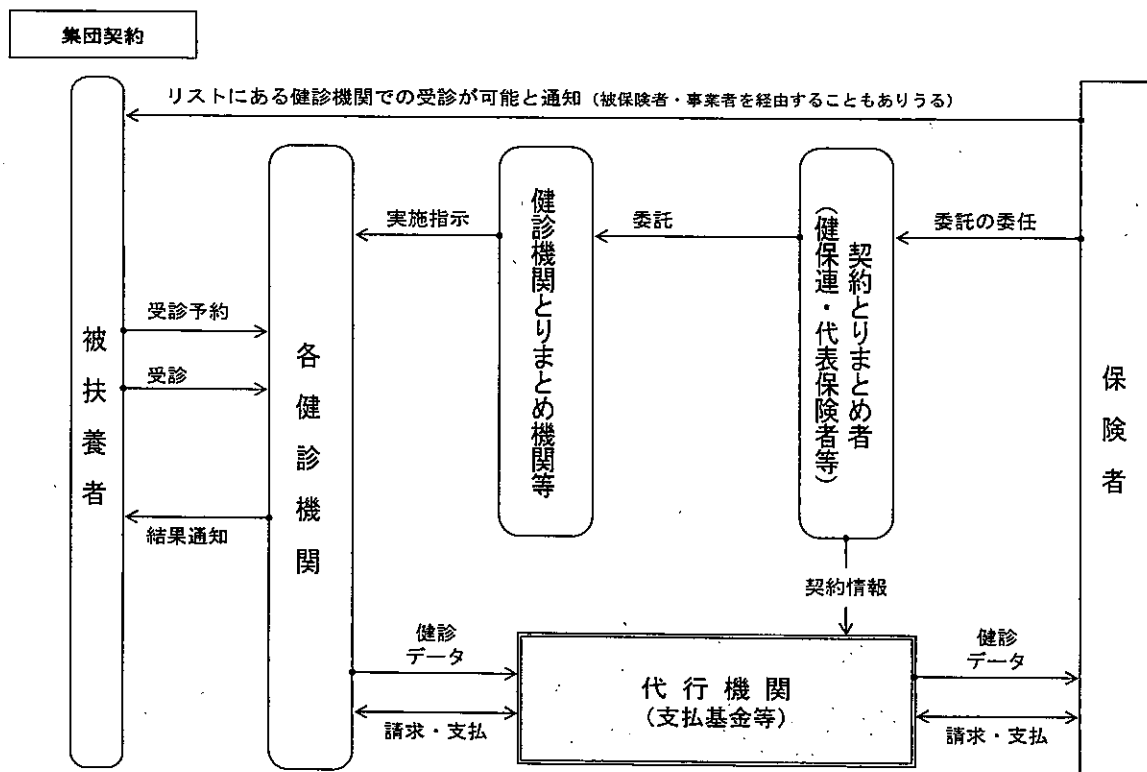
- … 必須項目
- △… 受診者の希望に基づき選択的に実施する項目
- … 医師の判断に基づき選択的に実施する項目
- … 35以上から各5歳きざみ毎で70歳まで(過去に当該検査を受けたことがない者)
- 1… 40歳以上から各5歳きざみ毎で70歳まで(過去に当該検査を受けたことがない者)
- … 35歳及び40歳以上の者については必須項目、それ以外のものについては医師の判断に基づき選択的に実施する項目
- 1… いずれかの項目の実施で可
- *… 一般財源化されているが、指針等を策定している項目

(参考) 被扶養者健診の実施に関する検討案のイメージ図

特定健康診査の事務フロー

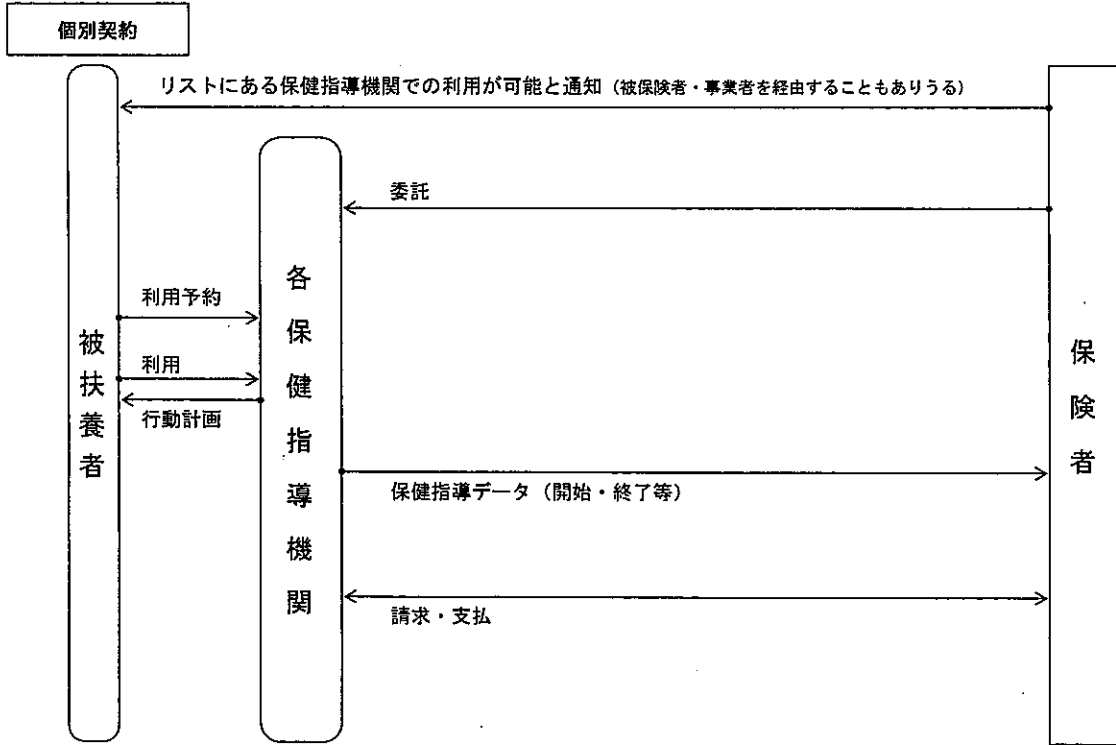


(出典)「第3回保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策に関する検討会」資料抜粋

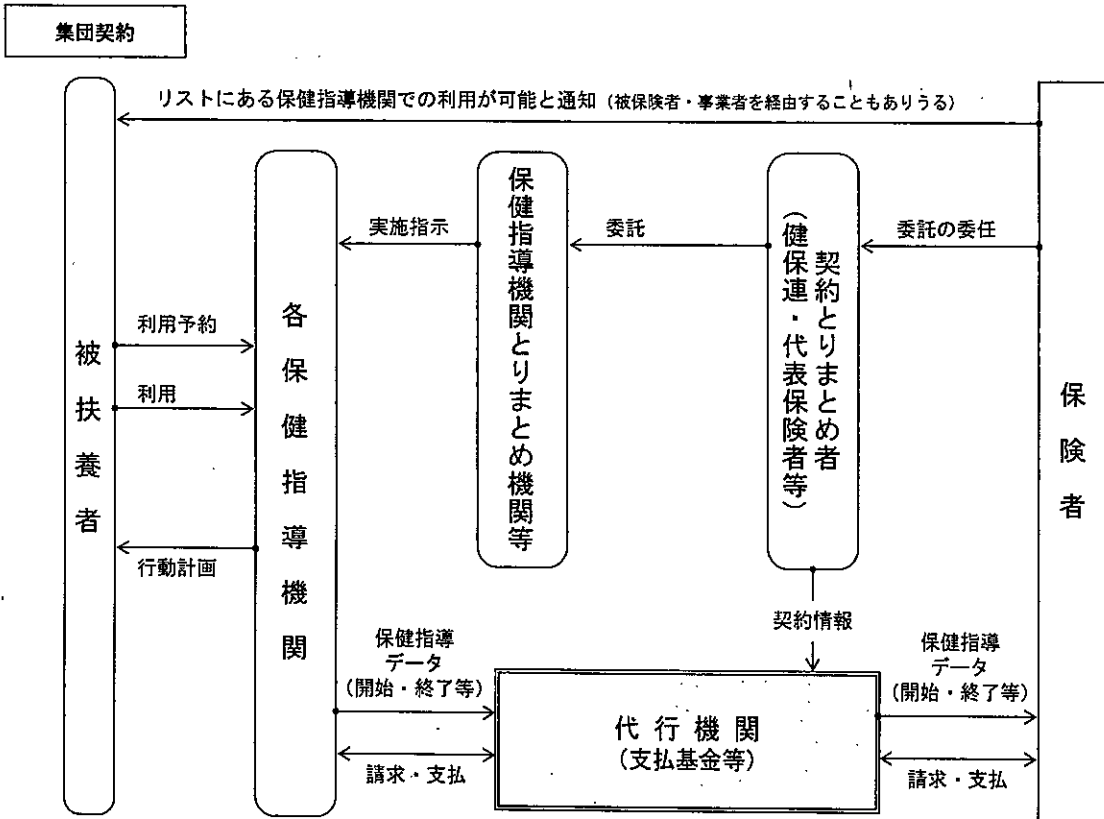


(出典)「第3回保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策に関する検討会」資料抜粋

特定保健指導の事務フロー



(出典)「第3回保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策に関する検討会」資料抜粋



(出典)「第3回保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策に関する検討会」資料抜粋